

2021-1-12 デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフ  
ォース（第5回）

9時30分～ 時 分

○田渕参事官 本日は、御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明します。

まず、会議中はノイズを防ぐため発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、「挙手」ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。

御発言される際にはマイクをミュート解除にさせていただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除していただくようお願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますようお願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。なお、画面上部の表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜ご活用下さい。

続いて、本日の会議資料を確認いたします。

それでは、ここから議事の進行を中村座長をお願いしたいと思います。

中村座長、お願いします。

○中村座長 それでは、ただ今から、第5回「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回は、参考人として、日本レコード協会の高杉様、フジテレビジョンの野村様、文化庁著作権課大野様をお招きしております。

本日の議事進行は、日本レコード協会高杉様から資料1について御報告及び質疑応答、フジテレビ野村様から資料2について御報告及び質疑応答、文化庁大野様から資料3について御報告及び質疑応答、最後に事務局から資料4及び5について御報告及び質疑応答の流れで進めさせていただきます。

それでは、日本レコード協会高杉様から資料1について御説明をお願いします。

○高杉参考人 私ども、日本レコード協会の取組について御説明をしたいと思っております。

1 ページ目をまず御覧いただきたいと思います。

レコードに関する権利を保有するのは、言うまでもなく個々のレコード製作者でございますけれども、日本レコード協会は利用者のニーズと権利を委託する個々のレコード製作者の利益とのバランスに留意しつつ、順次、レコード協会を窓口とする一任型の集中管理事業の範囲の拡大に努めております。

本日、「1. レコード送信可能化権の一任型集中管理」事業、特に昨年の11月から開始いたしました放送番組以外の一斉同時配信、いわゆるウェブキャストを中心とした2ページ以降で御説明をしたいと思っておりますが、その前に3点、権利処理円滑化に関する私どもの取組を御報告したいと思います。

2に書いておりますが、まず、コロナ禍における舞台芸術の支援を目的として立ち上がりました緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化支援事業、略称EPADでございますけれども、こちらへの御協力でございます。

この事業は、過去の舞台作品をデジタルアーカイブ化するとともに、その一部を有料でオンデマンド配信をするという事業でございますけれども、舞台上で利用されたレコードの権利処理につきまして、日本レコード協会が窓口となって各レコード会社に許諾の確認を取っております。窓口を一元化することによって権利処理コストの低減化のお手伝いをしているということでございます。

次に、これもコロナ禍において、DJの方々がリアルでライブ活動ができないため、ライブ映像を配信することで活路を見出そうという取組でございます。

本件につきましても、私どもが窓口となってDJの団体と昨年の秋口から話し合いを進めております。一定の条件の下でDJライブ配信を実現しようということで、準備を進めていることを御報告したいと思います。

4つ目、レコード会社と専属実演家契約を締結しているアーティストの専属解放の問題でございます。

既に、放送番組の見逃し配信における専属解放につきましては、2010年に知財戦略本部主導でガイドラインを策定しておりますので、それに従って実務運用が行われております。

また、コロナ禍において音楽ライブのネット配信についても、プロダクションの団体、コンサート事業者団体から御要望をいただきまして、私どもから会員レコード会社に対して協力を要請し、各社において適切に対応していただいております。現在、円滑にライブ配信が行われているものと認識しております。

次のページをお願いいたします。

こちらが、レコード協会によるレコード送信可能化権の集中管理事業の変遷をまとめたものでございます。

2006年、今から15年前に、テレビ番組のオンデマンド配信とラジオ番組のサイマル配信から集中管理を開始しております。現在、放送番組の国内向けの配信につきましては、一通り管理対象となっております。

また、2017年4月から、日本のテレビ番組の海外販売を支援するために、レコードを用いたテレビ番組の海外での配信も集中管理対象としております。

具体的には、放送局に対して年間で包括的な許諾を出してございまして、放送局が海外販売の都度、許諾を取る必要がない枠組みを実現してございます。そして、昨年11月からは、放送番組以外のネットオリジナル番組の一斉送信、いわゆるウェブキャストの集中管理を開始したところでございます。

次のページを御覧ください。

こちらが具体的な管理スキームでございまして、権利者であるレコード製作者から原盤権の委託を受けて、レコード協会が一元的な窓口として利用者に対して許諾をしております。

なお、ここで言う原盤権とは、レコード製作者の権利と契約によりレコード製作者に移転されている場合が多いレコード実演の権利を総称して原盤権という言葉を用いております。

そして、使用料の分配につきましては、委託者であるレコード製作者を通じて実演家に分配する形ではなく、実演家団体の御理解と御協力を得まして実演家団体を通じで各実演家に分配する枠組みを取っております。

事業開始2か月が経過しておりますけれども、現在委託するレコード製作者の数は540社を超えたところでございまして、今後も増える見込みでございまして。

委託するレコード製作者の内訳を下に書いておりますけれども、レコード協会の会員は60社でございますので、実際はインディーズのレコード製作者の団体などの会員のレコード製作者、いずれの団体にも属さないレコード製作者からも委託を取りつけているという状況でございまして。

4ページ目を御覧ください。

ウェブキャストの集中管理の範囲でございまして。

放送番組以外の音声・映像コンテンツのいわゆるライブ配信、それからスポーツの分野については併せて最長1年間の見逃し配信を対象としております。

オンデマンド配信につきましては、好きな時間に繰り返し視聴でき、レコード会社自身のビジネスとのバッティングの可能性もあるということで、一律の集中管理ではなくて、原則として各レコード会社のビジネス判断に委ねる取扱いが適切ではないかと考えております。

ただ、スポーツ映像につきましては、試合展開によって使われるレコードも変わってくるために、事前に許諾申請するのが難しいという一方で、見逃し配信の需要もあり、また、レコード会社の音楽ビジネスと競合する可能性も低いということで、例外的に見逃し配信まで集中管理を行うこととしております。

また、許諾に当たりまして許諾条件を設けてございまして、基本的にはアメリカ著作権法114条の強制許諾要件を参考といたしまして、レコード曲数制限などを設けております。アメリカにおきましても、レコード会社の音楽ビジネスと競合するおそれのあるウェブキャ

ステイキングは強制許諾の対象外とされております。

なお、許諾対象レコードにつきましては、原則として委託するレコード製作者が発売するレコード全てということで、洋盤、邦盤を両方合わせております。

5 ページ目を御覧ください。

これが、2 か月経過した時点の現在の許諾の状況でございます。現在、6 件の許諾を出してございまして、内訳を簡単に御報告いたしますけれども、いわゆるインターネットオリジナルのラジオ放送、それからイベントの映像配信です。ファッション関係の表彰式におけるレコードの利用であったり、プロスポーツのファン感謝祭でのレコード使用であったり、スポーツ競技会におけるレコードの使用についてライセンスを出してございます。

それから、スポーツの分野において、スポーツのリーグ戦、この1月から始まったものがありますけれども、そちらに対してはライブ配信と見逃し配信を併せて既にライセンスを出しているという状況でございます。

そのほかにも、現在、相談をいただいているような例がございます。こちらに書いてありますけれども、舞台公演の映像配信、スポーツ競技会の映像配信、音楽トーク番組の音声配信、それからエクササイズ用のBGM配信というのは、スポーツジム等で、コロナ禍でジムに通えない方が御自宅でエクササイズをするに当たってレコードを用いることについての配信の御相談をいただいているところでございます。

最終ページを御覧ください。

以上を踏まえまして、私どもとしては、今ウェブキャスティングの集中管理が始まったばかりでありますけれども、今後の課題として2点挙げさせていただいております。

1つは、現在設けております許諾条件の見直し、緩和でございます。

もう一つは、映像コンテンツのオンデマンド配信の拡大、今はスポーツ分野だけにしてございますけれども、これを検討したいと思っております。

昨年11月から集中管理事業を開始したわけでございますけれども、その前から管理開始後の利用状況を踏まえて順次緩和をするということ、考えてございまして、利用者のニーズ、それから集中管理でありますので、多くのレコード製作者が委託をしてくれる利用でなければいけないということでございますので、十分両者の利益バランスを考慮しまして今後、範囲の見直しをしていきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

御丁寧に説明をいただきました。

さて、では今の御説明についての質疑の時間としたいと思います。

御発言のある方は、お手元の「挙手」ボタン、ないしはチャットに書き込んでいただいても結構ですし、お手を挙げていただければと思います。

いかがでしょうか。どなたからでも結構です。どなたかございますか。

○内山委員 内山です。

おはようございます。今日はありがとうございます。

基本的なところだけちょっと確認させてください。

昨年からウェブキャストを対象にするということで、基本的には皆さん喜ばれる方向性で動いていらっしゃると思うのですが、先ほどの範囲の見直しとも絡むのですが、ウェブキャストの定義と言ったらあれですけれども、どういう範囲でまずはお考えになられたかを教えてください。

○高杉参考人 今回の御質問でございますけれども、5ページのところを見ていただきたいのですが、これは現在の許諾の実績ではありますけれども、我々は当初、ウェブキャストを取り扱うに当たっては、ネットオリジナル番組をつくっている事業者が恒常的に配信をする場合を想定して、それに対して集中管理をしていこうということだったのですが、結果を見ますと、そういう事業者ももちろんあるのですが、むしろ個別のイベントのレコードの利用についての集中管理の要望がかなり多いということで、この点はかなり意外でもありましたし、需要が多いと感じておるところでございます。

いわゆる単発での利用でありますので、使用料としてどうなのかというところはあるのですが、レコードの利用がそういう形で広く広がっているということであれば、我々のほうもできるだけ取り込んで集中管理でライセンスを出していきたいと考えております。

答えになっているかどうかわかりませんが、そういう認識でございます。

○内山委員 ありがとうございます。

今のシートで言うと、例えば一斉同時配信というワードが使われていますけれども、その一斉同時というところは条件的に拘られたのかどうかということが疑問にあったのと、同じシートでプラス見逃しが入ってきたので、ここは許容されたという理解でよいのかという点で御質問させていただきました。

ありがとうございます。

○高杉参考人 ありがとうございます。

○中村座長 ほかにどうでしょう。

○水野委員 水野です。

ありがとうございました。

今の同じスライドの5ページのところで、今までの許諾実績6件ということなのですが、これはどのぐらい需要がある中で6件許諾を出したということなのか、下に事前相談の例もあるのですが、基本的には全部許諾が出るという感じなのか、それともそれなりにニーズはあるけれども、お断りせざるを得ないケースもあったのかという辺りはどのような感触だったでしょうか。

○高杉参考人 ありがとうございます。

基本的に、私どもは許諾条件をあらかじめ例示しておりますので、それを満たすものは全て、オートマチックにと言うとあれですけれども、ライセンスを出している。

ただ、やはり許諾条件に引っかかるのだけれどもやりたいというものがあるものについ

て、今の枠組みでできるかどうかの御相談には、事前相談の例で書いておりますけれども、我々のほうでも許諾条件を満たさないからオートマッチックにノーというわけではなく、でき得るものを広げたいと思っていますので、それは都度、レコード会社の会議も月1回ありますから、ライセンスを出せるものはどんどん取り込んでいきたいということで、そういうものが事前相談の例で出てきているということでございます。

○水野委員 ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかはございますか。

○林委員 林です。

御説明ありがとうございました。

前回の第4回、12月19日に福井先生から、新たなライブエンターテイメントに関する課題ということで、レコード協会様も含め各団体の方が協力されたヒアリング結果を御紹介いただきました。本日の御発表資料1ページの「当協会の対応」の2番、3番、4番の辺りは福井先生から御説明のあった課題とも共通するところがあるかと思いますが、レコード協会様においては現在進行形でこういった課題についても対策を進めていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○高杉参考人 御質問ありがとうございます。

今、先生の御指摘のとおり、2、3、4につきましても引き続き進めておるところでございます。2につきましては特に福井先生のところで事務局をやられているということもありまして、直接お話をいただきまして、私どもが窓口となって権利処理手続の軽減化を図るお手伝いを始めたところでございます。

3につきましては、DJのライブにおけるレコードの利用ですけれども、正直言いますと、今、私どもが考えているウェブキャスティングの枠組みからいくと、許諾条件を満たさない利用でありますけれども、コロナ禍においてやはりライブ活動に活路を見出したいという思いを受けまして、レコード会社と話をして何とか前向きに取り組んでいけるように今も話し合いを継続しております。いい形でスタートできるのではないかと考えております。

4につきましては、特にコロナ禍であったのは4の「② J-LODliveの対象公演のネット配信」の部分でありますけれども、これにつきましても各レコード会社のほうで適切に対応しておりまして、円滑な配信ができていないかと認識しております。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございました。

引き続き、そういった民民での取組の状況を勉強させていただきながら、制度についても検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○中村座長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、高杉さんとのやり取りは以上にさせていただきたいと思っております。朝早くからどうもありがとうございました。また、お声がけすることがあろうかと思っておりますけれども、

よろしくお願ひいたします。

続いて、フジテレビの野村さんから資料2の説明をいただきます。

よろしくお願ひいたします。

○野村参考人 フジテレビの野村と申します。

私はFODの事業執行責任者として、FODの配信事業を統括している立場になります。

今日は、フジテレビといいますより配信現場の立場で、どういう思いで配信をしているか、具体的にどんな課題に面しているかなどを皆さんに共有できればと思っております。よろしくお願ひします。

では、資料の説明をさせていただければと思います。

まず、私どもがどういう思いで配信事業に取り組んでいるかという部分を御説明できればと思います。

1枚めくっていただいて、多分この部分に関しましては、フジテレビだけではなくほかの局も同じ思いでやっていると思いますので御説明いたします。

次のページをお願いします。

まず、テレビ局が今、どんな問題に面しているかという部分なのですけれども、短期的な課題としてはいわゆるHUTという総世帯視聴率、テレビ画面におけるテレビを見られる割合が下がっていているという部分が1つあるのと、そもそもテレビ端末自身を持たない人たちが若い人を中心に増えているというのが短期的にはございます。

次のページを見ていただきまして、実際、コロナ禍の影響もありまして2020年度は非常にテレビのHUTは伸びているのですけれども、トレンドとしてこのようにHUTが特に減ってきているという現状がございます。

さらに、右側でカラーテレビの普及率なども、特に29歳以下の単身世帯においてテレビの普及率が80%台となっていて、20代の単身世帯の10人に1人がテレビは家がないという状態にあります。そういった人たちにテレビ局としてどうやってアプローチしたらいいのかというところで、そもそもテレビを持たない人、見ない人にはテレビでリーチのしようがないということで、別の手段で総リーチを獲得する必要があると考えています。

次のページをお願いします。

そして、中期的な課題において、テレビを持たない若い人たちが増えている中、皆様ご存じのとおり、テレビの広告市場は既に頭打ちの状況になっているところでございます。

次のページをお願いします。

電通さんの日本の広告費というデータによれば、2019年度にとうとうテレビとインターネット広告費が逆転したという状況がありますが、テレビ広告費は地上波に関しましてはやはり一時期より若干下がってきている。BSなども合わせてようやく総テレビ広告費を維持できているという状態でございます。

そういった既に頭打ちとなっているテレビ広告に対しまして、インターネット広告は非常に伸びている。さらには、この中でも右側のサイバーエージェントさんの資料のように、

動画広告費が伸びていくと注目されていまして、このインターネット広告費の一部、もっとというと動画広告費をいわゆるテレビコンテンツに取り込むことができないかというのが中期的な狙いがございます。

では、次のページをお願いします。

長期的な課題としましては、既に人口減が始まっておりますけれども、将来的にはこの人口減が加速化するのではないかという部分と、少子高齢化がますます進むということで、テレビ広告費だけでなく、インターネット広告費も含む総広告費が縮小していくだろうと見ています。

次のページをお願いします。

では実際に、将来の人口の構成の変化を見ていますと、特に約30年後、2050年になると本当に少子高齢化がもろに進みまして、さらに広告事業というのはM1、F1層が一番広告に反応しやすい傾向がありまして、やはりそこをターゲットの広告が一番多いのですけれども、そういった層がますます減ってしまうということで、人口の減少だけではなくて広告主のメインターゲットがさらに減ってしまうという課題を抱えております。

次のページをお願いします。

では、2050年には人口がどうなっているかと言うと、この統計のデータによりますと1億192万人。今より約2500万人減少してしまうという予測のデータもありますけれども、一人当たりのGDPが変わらないとすると、日本のGDPは確実に縮小するしかないという状況でございます。

次のページをお願いします。

こちらは私の方で、広告費はどうかを独自に試算してみたものなのですが、1人当たりのGDPが2019年と一緒とした場合に、GDPがどうか、そして日本の広告費はどうかというところ、GDPが減っていきまして、名目GDPに対して日本の総広告費が約1.2%でほぼ30年間変わらないということで、将来もGDPに比例していくと考えますと、2050年には5.4兆円となって、1.5兆円ほどの広告市場が消滅するのではないかと。ですので、テレビ広告費ももちろん連動して減少しますし、将来は今、伸びているインターネットの広告も伸びが止まると予想をしております。

では、次のページ。

ということで、だからこそ私どもは今、配信事業に注力しているというところでございます。

まず、短期的な課題に関しては、まずは地上波番組視聴の補完ということで、まさに2015年から始めておりますけれども、無料見逃し配信を推進していきまして、無料見逃し配信をきっかけにリアルタイム視聴を促したり、そもそもテレビを持たない人がいる中で、その人たちへのリーチ手段としていこうとしております。

中期的なテレビ広告収入が伸び悩んでいくという部分の課題に関しましては、テレビ広告収入の補完をやっていく。それは、無料見逃し配信をさらに展開していきまして、唯一



伸びているインターネット広告市場の動画広告のシェアをしっかりと取ってほしいという部分でございます。

さらに、長期的な課題として、広告費が頭打ちになっていく中で、フジテレビ全体の収入補完をしていく必要があるということで、広告だけにとどまらず課金型も含めて動画とか、さらに私どもは電子書籍にも注力しておるのですけれども、電子書籍の市場のシェアもしっかり獲得していったって、そういうことで今ある総製作費を何とか維持して、国民の皆さんに良質な番組を届けられるように頑張っていきたいというところでございます。

さらにその先はという部分なのですけれども、こちらは本当に大きな日本としての課題だと思えますけれども、人口減によって、広告とか放送とかではなく、日本という市場が縮小していく中で、私どもコンテンツメーカーがどうやって生きていくか、どうやって役割を果たしていくかという部分では、国内だけにとどまらず隣国の韓国のように海外も含めていつ打って出ていくのか。そして、私どものコンテンツは通用していくのかということを追いかけていく必要があると考えております。

では、次のページから、具体的に現状どのような課題に面しているかなどを御説明していければと思います。

次のページをお願いします。

先ほど、レコ協さんのお話もありましたけれども、テレビ番組の配信権利処理は大体このような項目に分類されて、それぞれ権利処理という作業が行われているところでございます。

ドラマであれば、原作がありまして出版社と直接契約したり、個人の作家さんと契約したりしております。脚本に関しましても、日脚連及びシナリオ協会さん、そして個別の脚本家さんと都度契約をしたり申請してやっております。

実演家は、aRmaさんに申請させていただいてやっていたり、aRmaさんに加盟していない事務所や個人の方は個別に契約しているという形でございます。

音楽に関しましては、作詞・作曲部分はJASRACさん、NexToneさん。そして、ときに個人・個別の管理外の楽曲に対しては、個別の契約をするという手続をしています。

レコードも同様に、レコ協さんと包括契約をやらせていただいております。放送権に加えて配信権を得るような形をしております。

そのほかスポーツに関しては、スポーツ中継権というものを各競技団体と都度契約して、放送権に加えて配信権を得るような形をしております。

そのほかになんかものがあるかというところで、結構多いのが借用映像とか借用画像がありまして、これは特に集中管理する団体もないので、全て個別に都度許諾を取りながら進めているというものでございます。

それから、先ほど御説明がちらりとありましたけれども、専属解放というのがありまして、各レコード会社さんになるのですけれども、専属解放に関しましてはレコード会社とアーティストの契約のものが、なぜ契約当事者ではないテレビ局がお金を払わなくてはな

らないのだろうみたいな違和感などもありまして、実際は特に音楽番組の配信がなかなか進んでいないという状況でございまして、配信現場の自分としては何とかここがしっかり整理がつきまして、両者納得できる形で合意できて、例えば本当に音楽番組を配信できるようになると、視聴者の皆さんに非常に喜んでいただけたと思いますし、また配信も非常に盛り上がっていくのかなと思っております。

実際に、集中管理できているものに関しては、配信に関して障害がすごいあるというわけではないのですけれども、実際にどんな事例が現場で起こっているのかというのを御紹介していきたいと思えます。

では、次のページをお願いします。

配信権の権利処理上の課題事例です。

例えば今、放送しているものはそんなに課題はないのです。それは、連絡先が分かるからという部分でございまして。例えば過去のドラマなどを配信したいとなった場合に、出版社は全然いいですよと言ってくれたのですが、その先にいる原作者の方が亡くなっていたり行方不明になっていたりして許諾が取れないということが実際にあります。あと、古い作品ですと、出版社自体がなくなっていて、その著作権は誰がライセンサーで、どこに確認すればいいか分からないというものがあります。

実演家に関しましては、個別の実演家の連絡先が不明とか、実演家が亡くなっていて遺族の連絡先が不明とか、ちょっと個別の課題になってしまいますけれども、個別の実演家の二次利用配分、番組によっては半年間まとめても数円レベルにしかならないものもあるのですけれども、そのために振込手数料が数百円レベルで発生しているという事例があります。

aRmaさんに関しましては、一括でどんとお支払いして、aRmaさんから分配していただくので、そういったことはないのですけれども、個別の実演家の場合はそういったものもありまして、よくインターネットの取引だと3,000円に達するまでは振り込みませんといったものもあるのですけれども、どうしても私どもは許諾をいただく立場だったりするので、数円レベルでも払うといったことも発生しています。

それから、個別ですけれども、例えば実演家への連絡手段が郵送物に限定されていたり、電話もメールもなく、ファクスでも受けてもらえず、手紙しかないとか、そういった事例も少なからずあって、確認にすごく時間がかかるといったものが発生しています。

音楽ですけれども、よくあるのは放送はオーケーだけれども配信NGの楽曲というのが多数あって、そういうNG楽曲があった場合は実際は私どもは音楽差し替えというのをやりとりしておるのですけれども、演出上、その楽曲がないと番組が成立しないというものだったりして、演出上差し替えができず、配信を断念したという事例もございまして。

また、この後紹介しますけれども、配信NG楽曲が多数使用されると、楽曲差し替えに膨大に時間とコストがかかってしまうという問題もあります。

あと、最近はなくなりましたが、過去あった事例ですと、ディレクターがMAとい

う音づけをする作業のときに、海外のどこかのCD屋さんで買って来たCDで、これがいいからこれを使ってという指示を出してしまう。それを使ったため、その楽曲がレコ協さんの管理対象外の楽曲であったりして差し替えられないという場合もございました。

基本、現在は配信前提で作業をしてもらっているのですが、そう簡単に配信できないということは起こりにくいのですけれども、例えば一般のユーザーさんから投稿の動画を集める企画で、一般の視聴者さんがつける音までさすがに指示ができなかったりして、何の楽曲かすらも分からないといったところから、配信が難しいという結論に至ったものもございます。

そのほか、こちらは、放送の二次利用ではなくて、私どもで配信オリジナルでつくっている番組に関する課題ですけれども、例えば洋楽を使う場合にJASRACの包括契約対象外となって、シンクロ権が個別になってしまって時間的にもクリアできなかったということがあったりします。

あとは、配信のオリジナル番組でレコードを使用した場合に、こちらレコ協さんとの包括契約は今、放送の二次利用という形でいただいているので、レコード会社に個別に交渉しましたが、権利料が合わなかったというようなものもあります。あとは、配信オリジナル番組でレコードを使用した場合に、アーティスト側からそのような利用はしないでくれという形でNGが出てしまったという場合もございます。そんなに多くはないですが、事例としてはありました。

では、次のページをお願いします。

実は今、配信権利処理上かなり大きなウエイトを占めてきているのは、借用映像とか借用素材です。

ラジオ番組と違ってテレビ番組は、自社で製作する映像だけではなくて、その中にいろいろな写真とか画像、映像など、ユーチューブの映像を載せることも最近はありますけれども、あとは海外のびっくり映像大賞みたいなものも、全て権利処理が必要というものになっております。

例えば、大変な事例で言いますとクイズ番組。特に、例えば1問で10個の画像が並んで正解はどれでしょうみたいな問題が出たりすると、その1問のために10か所の借用素材の権利処理をしなくてはいけないという問題がありまして、そうすると1時間番組でものすごい権利物の処理になりまして、この権利物の確認作業が完了するまで配信できないという事例があります。

実際、弊社内でも、クイズ番組は放送直後に配信できないということもあったり、もっというと、過去番組になると借用素材の連絡先がもう分からないので、そもそも配信していいのかどうかの判断もつかないみたいなことにもなります。

2点目ですけれども、国内はまだ説明すればオーケーをいただいたりできるのですけれども、海外の映像を紹介をする番組などと、配信概要の説明とか許諾取りに膨大な時間とコストが発生したというものもございます。なかなか日本の事情を理解しただけ

ないとか、逆にもうこういうルールですからと言われて、なかなかその金額は無理だということもございます。

3点目ですけれども、これはそんなに多くはないですけれども、借用素材の放送と配信の許諾元が異なる。ですので、連絡しても、僕たちは配信のライセンスはできないという場合があります、そういうときに、では配信権の許諾元はどこに連絡すればいいのでしょうか。放送の許諾元さんが分かりませんとなってしまった場合に、行き詰まることもございます。

あと、古い過去番組においては、番組関係者が社内に残っておらず、先ほどの権利確認をする先が分からない。そもそも、許諾が取れているかどうかなども含め、権利確認ができなかったものもあります。

あとは日本国内でもいろいろな方がいらっしゃいますので、あくまでも放送だけでいいのだとおっしゃる方ももちろんいまして、配信について理解してもらえず、結局、許諾が得られなかったものもあつたりします。

そのほか、専属解放の問題も私どもはあると認識をしております。

では、実際にどのくらい権利処理上の差し替えとか確認作業が発生しているのであろうという部分を見ていただこうかなと思ひまして、これは実際にとある深夜の30分番組の音楽の差し替えが発生した事例になります。

オレンジで網かけしている部分が、実際に差し替えが発生した楽曲でございます。これは2つありまして、いわゆるJASRAC、NexToneの対象外という場合と、レコ協さんの対象外という場合があります、この表だけだとどっちが駄目で差し替えが必要になっているかというのは分からないのですけれども、どちらかが管理楽曲から外れていまして、結局、差し替えざるを得なかったという事例でございます。

これは結構直近の番組であつたりするのですけれども、やはり番組によっては洋楽をばんばん使いたいという演出家もいまして、そういった番組の際に一応こういうのは配信できませんというのは事前にレクチャーしてやっておるのですけれども、演出家によってはそれでも放送番組に関しては命がけで、自分の最高の作品をつくりたいという思いでやられたりしているのです、実際に配信の際にこういう差し替えが発生しましたという事例になります。

このぐらいの事例になりますと、実際に再MAが必須なレベルでして、放送と配信のタイムラグができてしまったり、場合によっては配信を断念せざるを得ない場合も演出上あり得るかもしれないものになっております。

基本は、配信を前提につくる番組が増えてきておりますので、こういったことをやる時はある程度費用と手間を織り込んでやっていくことになります。

借用素材での事例を御紹介したいと思います。今、画面を共有します。御覧いただけますでしょうか。

これは、とある2時間バラエティー番組の権利物シートという実際に弊社の社内で使わ

れているものでして、個人情報などの部分を削除していたらこれだけで作業が2時間ぐらいかかってしまったのですけれども、実際にこの2時間番組で幾つの借用素材があったかというと、171件の借用素材がありました。

いろいろなものがあるのですけれども、例えば1番はあるアニメですけれども、アニメの素材を番組内で使いました。無料の配信は無償でオーケーいただいたのですけれども、有料の配信は不可となってしまって、有料配信するときのみ黒味を入れて対応するというをやった事例でございます。

そのほか、大半は宣材写真、いわゆるタレントさんの写真とか、過去の自社のVTRを使うとか、あとは他社さんから借りてくるとか、映画の素材を借りてくるとか、そういったものがあります。

あとは、5番で言いますと、いわゆるレストランかファミレスかどこかのメニューの画像なども許諾をいただいてやっていたり、過去のVTR、何かのライブのときの映像を使用していたり、それを出演するタレントの紹介とかによく使用しております。

最近あるのは、スマートフォンの写真とか、インターネットのインスタグラムの写真なども一つ一つ許諾を得ています。ユーチューブであるとか、あとは実際こちらはアニメですとか、この黄色は有料の許諾は得られたのですけれども半年までしか得られなかったということで、半年後に編集してくれというような指示が出ています。

あとはプライベートの写真とか、何かのイベントの授賞式のときの写真とかもあります。インスタグラムもあって、こういうものも事務所に許諾をいただいてという形になっています。

それから漫画を使う場合は漫画の表紙につきましても、出版社さんから許諾をいただいております。

イラストを書いてもらっている場合、ある種のイラストを使っている場合は、このように素材もそれぞれ、こういう表をまとめて今は権利処理をしているという形になります。

これが今、製作しているものなどは、大変ではありますけれどもこういった表を製作できるのですが、過去の素材になるとこういうものが一切残っていなかったりして、実際にプレビューという作業をして、まず過去の映像を見て権利物の抜き出し作業というものをします。同じような表をつくってやっていくのですけれども、実際はこれらの連絡先がほとんど分からないということが多かったりして、配信を断念するとか、ぼかしたりして成立する番組はそれでいいのですけれども、成立しないものに関しては苦勞をするとか、あとは別なイラストに差し替えるといったこともありますけれども、イラストの差し替えまで行くと、番組の演出上の課題も出てきますので、ディレクターに確認を取りながらやるとか、そういった作業が必要になっております。

あとは、配信のときに最初から差し替え済みというものもあります。あとは会社のロゴなども許諾をいただいて使用しているという形です。

以上で私からの発表とさせていただきます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

今の御説明について、コメントはございますか。

○水野委員 水野です。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。生々しい御苦勞が伝わってきて、大変勉強になりました。

テレビ番組は、昨今は配信を前提としてテレビ番組を製作されていると認識をしておりましたが、先ほどのエクセルのシートを見ると、番組の放送日が2020年10月と入っていて、最近でも配信を前提にしないでああいう形で作られているということに衝撃を受けたのですが、まだまだ配信前提でのテレビ番組製作がデフォルトになっていないという認識が正しいのでしょうか。

仮にそうだとすると、資料の13ページにあるような、都度契約、都度申請というものをやっていかないといけないわけで、これはなかなか難しい、およそ不可能なのではないかとも思わせられるのですが、配信を前提としたテレビ番組製作についての、例えば先ほど借用画像とか借用資料という話が出ていましたが、借用画像を無償でということが前提になっているのだと思うのですが、初めから低い金額でも配信前提でライセンスを受けるみたいなことをデフォルトにするとか、そういった努力みたいなものはされているのかどうかという実態を教えていただければうれしいです。

○野村参考人 今、過去素材を掘り起こすものというよりも、実際、放送直後から見逃し配信をするために、権利処理の主体を制作現場にやってもらっているのが現状です。

それまでは、私どもの二次利用部門で権利処理作業をしていたのです。放送直後に配信するには、それだと納品に間に合わないのので、差し替えなくてはいけない場合には現場で作業をしないといけないので、先ほどご紹介したバラエティ番組も実は配信前提で処理をしてもらっているものになります。現場にレクチャーをしてやっているのですけれども、配信もいろいろなパターンがある。同時配信もあるかもしれないのですけれども、いわゆる私どものやっている無料の見逃し配信があって、そして有料の配信があって、もしくはその外にライセンスとして配信する場合があるというところで、権利者さんの回答が一律ではないのです。

例えば、映画の素材とかですと、放送とか見逃し配信はプロモーションになるからいいけれども、有料配信においてはそのときは映画の公開も終わった後の部分にもなるので、そこは駄目ですとか、すごいお金をもらえないと駄目ですとか、そういった主張をされてきます。そのときに、番組側が、ではこれは権利処理してでもやるのか、黒味にしてしまって別な画像に差し替えてしまうとか。別の画像に差し替えて番組の演出意図が変わらなければそれはそれでありなのですけれども、これがないと番組が成立しないという場合に本当にどうするのだというのは毎回悩んでいるところではあります。

○水野委員 ありがとうございます。

○中村座長 ほか、いかがでしょうか。

内山さん。

○内山委員 青学の内山です。

今日はありがとうございます。

ちょっと大きな質問をさせていただいて、もし、今、権利処理の問題提起がされましたけれども、これが放送並みにできるようになったとすれば、FODの海外戦略ってどうなるでしょうという仮定の質問です。

今、たしかFODは海外からアクセスできなかったと思うのですが、この辺のライセンスの問題がクリアされていったとしたときに、あるいは放送と同じような処理ができるようになったときに、FOD的にはどんな海外展開戦略が考えられますかというのが1点目の質問です。

もう一点、最近、FODからフジテレビに逆流しているケースがありますよね。月曜の深夜とかにドラマをやっているらっしゃると思いますけれども、そのときはFODはライセンサーとして交渉されているのでしょうかという2点目の質問でございます。

○野村参考人 まず1点目ですけれども、確かに海外展開できると市場が広がる可能性が非常に高いので、すごく興味はあるところなのですが、まず海外で何をしたいかという、在留邦人向けにやりたいです。

今、IPで制限してしまっているのが、見る人が日本人か外国人かではなく、本当に日本にいるかどうかという部分になるので、いわゆる英語字幕をつけなくても、全くローカライズしなくても、IPの制限を取るだけで海外の100万人かそれ以上の需要を取り込むことができるのではないかということ。

あと、在留邦人需要がいわゆる違法動画の温床にもなっていると思っていますので、その課題がクリアできるのであれば、まず第一に各権利者さんの御了解をいただいてやりたいという部分です。

その上で、本当に自分たちのコンテンツが、少なくともアジア圏には浸透しやすいと思っておりますので、それをライセンスという形で行くのか、FODという形で進出するのかはまた戦略にもよりますが、できるならやりたいと思っております。

2点目のFODオリジナル番組を今、深夜で放送しておりますけれども、実質は私どもがお願いして放送してもらっている立場です。と言いますのは、FODのオリジナル番組と言っても、コンテンツはやはり一定数のリーチが行かないとなかなかブレイクしにくいところもありますので、そこは完全にFODの中に閉じるのではなくて、一度は無償で見る機会をつくりたいという思いで深夜に、自分たちとしてはお金は要らないので、放送してくださいという形をお願いしているというのが現状です。

○内山委員 その際に、配信用の許諾取得と放送用の許諾取得は結果的に別タイミングになってしまったのか、あるいは当初から想定しながら交渉されていたのかという点はいかがでしょう。

○野村参考人 配信オリジナルで制作する場合は、放送も想定して権利処理をしているというのが現状です。

○内山委員 なるほど。

では、難しい配信用に処理しておいたほうが、マルチユースが利きやすいという構図ですか。

○野村参考人 はい。そうですね。そう思います。

○内山委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

上野さん。

○上野委員 ありがとうございます。

今日は御報告ありがとうございます。

最後のところで実際のエクセルシートを見せていただいて、非常に面白かったのですが、これは多数の「その他権利物」ということで、著作権とかが及ぶものに限られない様々なコンテンツが列挙されているように思いました。先ほどのお話の中でも、例えば漫画の表紙を見せるとか、社名のロゴが映るとか、あるいは肖像が写り込むといったものもあったかと思うのですが、そのようなものの中には、実際にはそもそも権利がないとか、権利はあるけれども放送に使う限り権利が及ばないという場合も多いと思うんですね。しかし、そのように法的には適法と考えられる行為についてもこうしてリストアップされているということは、念のために許諾を得るというか、一応お伺いを立てるといったような実務になっているのかと聞いていた次第です。そうすると、どういう基準でお伺いを立てることになっているのか気になるところです。もちろん、借用したものは契約があるのかもしれませんが、例えば、自分で持っている漫画の表紙などを放送に使うときに、本当は許諾が要らないのではないかと思っても、かなり慎重な姿勢で一応お伺いを立てるといった実務になっているのでしょうかね。その辺りについて、お話を伺えればと思うのですが、いかがでしょう。

○野村参考人 自分たちの番組でも、許諾を取らなくていいものは許諾を取らずにやっているのですが、それを今度は製作現場に認識してやってもらうに当たって、拡大解釈されてこれはやらなくていいよねとやられては逆に困ってしまうので、大抵、漫画の表紙を使うときとかはほかの素材も併せて同時に動いていたりしますので、正式なものをももらうようにしているという感じですね。

よくあるのは、ネットから勝手に取ってきて使ってしまったみたいなものもあり得るので、そういうものはできるだけ正規のものをもらってくれということです。

○上野委員 では、会社のロゴなどについても、製作会社側にそういうものもちゃんと確認してほしいと依頼しているということでしょうか。

○野村参考人 そうですね。

例えば、ロゴを変えた会社とかがありまして、古いロゴを使ってしまったと、そうすると逆に企業さんともめたりしますので。

○上野委員 分かりました。まあ実際には「権利物」と言えるかどうか分からないものも



含めてやっていらっしゃるということでしょうかね。

○野村参考人 g ですね。

○上野委員 分かりました。ありがとうございました。

○中村座長 どうでしょう。いいですか。

○林委員 林です。ありがとうございます。

上野先生の御質問の「念のため」の実務に関して、私も個人的に銀座の街頭で某テレビ局に取材を受けて、それをクイズ番組か何かで実際に使われたことがあるのですが、念のために広く許諾の一筆を取るものの、内容は浅いというか、これで実際に何かあったときに機能するのかなという印象を持ちました。水野先生の御質問に対する野村様の御回答を伺っても、やはり念のために広く確認を取っているが、かといって適切な権利処理がされているかというところでもない、というあたりが実務の現状ではないかと思えます。

私の質問は海外配信についてです。野村様のスライドの11ページで、「海外にいつ打って出るか、通用するのか」と書かれており、先ほど野村様からも「できるならやりたい」というお話もあったのですが、正直、いつ打って出るかという話ではなくて、とくに「今でしょう」とみたいな感じで、皆さまも聞いていらっしゃったのではないかと思います。御自身で現場にいらして、既にフジテレビさんもある程度は海外進出もされていると思うので、日本のテレビ局が海外配信に打って出るときに、現場で一番課題になっているのは、大きな要素としてはどんなところがあるのでしょうか。

漠然とした質問ですみません。

○野村参考人 もちろん今、国際部門を中心に海外番販というものは普通にやっていて、配信権も海外に売っていたりするのですけれども、それをFODとして打って出るのがいつかという意味合いで、配信事業として海外に打って出るかどうかというところの意図でございました。

実際に5分の1ぐらいしか海外で売れる作品はなかったりして、先ほどの表も国内限定で、海外はまだこれからというところですね。海外でバラエティーの需要がどこまであるかというのもあるので、基本的にはドラマ中心にということにはなると思いますけれども、過去にはレコードについて、配信は包括契約できていたのだけれども、海外配信については包括対象外だったというのもあるのですけれども、今はそこも集中管理の対象になったので、レコードの問題は大分クリアできたかなと思っております。

実演家も、実は海外展開の障害にはなっていないので、レコードの問題がクリアできた時点で、ほぼ海外に向けての課題はそんなに大きくはないと思っています。ただ、古い作品はどうにもならないかも分からないですけれども、今製作されているドラマに関しては、基本的に海外も含めて権利処理がされて製作されています。

○林委員 分かりました。

非常に期待の持てるお言葉をいただきましたので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ありがとうございました。

○野村参考人 あとはローカライズの問題とかは、それは本当にコンテンツが通用するかどうかなのですけども、日本の番組は日本向けに特化している作品が多いです。例えば、よくあるやくざ物でピストルの安全装置を外していないというシーンがありますが、多分海外では何やっているんだこのドラマはとなってしまいますよね。安全装置を外すのは当たり前なので、そういったローカライズというか、カルチャライズのほうが海外では大きいかもしれないです。

○中村座長 ありがとうございました。

田村さん。

○田村委員

どうも本当に勉強になりました。ありがとうございます。

質問は、今までのブルーレイとかDVDとかの媒体に比べて、配信になったことで質的に作業が大変になっているという印象を受けたのですが、それで間違いないかということです。

その理由は、やはり即時性といいますか時間の問題なのでしょうか。もう一つは、ワンチャンス主義の適用範囲が格段に狭くなるという問題と、その2つくらいかなと思っています。

さらに、お話を聞いて、今までの放送の収入、ビジネスモデルに対して付加型だった媒体と違って、競合関係といいますか、移り変わりがあるので、移行していかなければいけないから必要性は高まっているのに、その反面、逆に処理のほうが天文学的に困難になっているので特に問題視していると理解したのですが、間違えているかどうか、あるいは足りない点を御教示いただければと思います。

○野村参考人 自社のコンテンツのいわゆるパッケージ化に比べると、包括契約の範囲が非常に大きいので、実は配信のほうが権利処理しやすいという現状はあるかと思います。

○田村委員 なるほど。逆にそうなのですね。

○野村参考人 あとは、今は自社で配信できていない番組は、何らかの理由があって配信できていないのです。それは、借用物があまりにも多過ぎるとか、演者さんが個別にNGを出しているからというものもあるのですけれども、音楽番組は除いてこれから取り組むのはバラエティー番組とか情報番組、情報番組を配信して需要があるのかとか、配信需要をどこまで満たせるコンテンツなのかということになるので、そこの費用対効果を本当は考えていかなければいけないと思っています。

例えば、自分たちもいわゆるゴールデンプライム帯の番組は全部配信したいという思いはありつつ、では、それを朝の情報番組まで配信する必要があるのかとか、それは無料だけはいいのではないのかとか、でも無料だけだとどうしても収益機会が限られてしまうので、広告の需要だけでコストを回収できるのかとか、そういったものはあります。

○田村委員 ありがとうございました。

○中村座長 内山さん、手を挙げていますか。

○内山委員 すみません。

この手のお話を伺うときに毎回全ての方に聞いているのですが、許諾で放送はマルで配信はバツとおっしゃる方の理由は何でしょうという話。今は、有料無料だから、そこで境目をつける方がいらっしゃるというのは分かるのですけれども、それ以外にも放送マルで配信バツとおっしゃる方の理由は何でしょうということところです。

実はいろいろな方に聞いてもはっきりしなくて、何かその傾向が見えてくれば対策が打てるかなと思っていたのですけれども、いかがでございましょう。

○野村参考人 悩ましいですね。

演者さんは分かるのです。露出が高まるほど、絞ってカロリーを上げたくるので、露出の多い方ほど地上波だけでいいというのはよく分かるのですけれども、借用物とかだと過大に評価されている可能性があります。要は、売上から見ても1円、2円の支払いにしかならないだろうというものでも、半年で6万円いただきますとか、よくあるのはルールですからと言われるパターンです。権利元が先に配信権のルールを設定していて、交渉しても6万円ですと言われて、あとはやるかやらないかは放送局さんが決めてくださいというのは結構あります。

○内山委員 ありがとうございます。

配信における権利料の相場価格が形成されていないというのは、分かる感じはするのです。

せっかくなのでそれに絡んで、例えばよくあるブロックチェーンとか、ああいった技術で何とかしようみたいな動きはございますか。つまり、銀行振込手数料は高いので、代替手段を考えよう的なことも含めてです。

○野村参考人 現状、まだそこまでいっていません。

○内山委員 分かりました。

○野村参考人 うちの配分システムも、多分半年で、実演家だけで3万件ぐらいの権利対象者がいらっしゃったりするのですけれども、全て銀行口座で管理している感じです。

○内山委員 ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

そんなところでしょうか。

どうぞ。

○田中局長 事務局長の田中です。

先ほど、林先生からも御質問があったこととの関係なのですけれども、海外にいつ打って出るか、通用するのかという話との関係。それから、今つくっていらっしゃる創作物については、海外展開は過去と比べると容易だったろうという話なのですけれども、この2つを併せて、今後の経営戦略としてどんなイメージを持っていらっしゃるかなのです。

私自身アジアに住んでいたことがあって、現地の方々の日本のコンテンツに対する認識の御意見を聞くと、通用するのかというところについては非常に正しい認識だと思ってい

て、どちらかという過去コンテンツに対する期待のほうがアジアの市民に対する需要としては大きいのではないかと。

そうすると、普通の経営戦略として考えると、社内でも海外展開についての経営判断について様々な御意見があるというところからすると、まずはマネタイズしやすいものからやっていって、そこから海外のマーケットが比較的大きいという社内認識を形成して、海外にも日本の市民にも合うような共通マーケットを探して、そこに制作の新しい戦略文化をつくっていくという形で経営改革をしていくというのが普通のアプローチだと思うのです。

そういう観点からすると、海外マーケットを攻める上で過去コンテンツというのは、これからの全体的に野村様がおっしゃられたストーリーの中でも、かなりクルーシャルな領域になってくるのではないかと、私個人は仮説として持っておったのですが、そこはどんなふうに思われますか。

○野村参考人 まず、過去作品の需要はアジアにおいてはそれなりにあるなという感触はあります。パッケージ化されている作品については、パッケージ化の際に権利物が整理されていて、どこに確認すればいいかが分かっているので、海外展開しやすかったりします。

ただ、パッケージ化されていないものに関して言うと、その当時ですらパッケージ化を断念したものだったりするので、そこまで掘り起こすのはすごく大変なことかなと思います。

あとは、売り方なのですけれども、通常のドラマだけですと、どうしても海外になるとネットフリックスとアマゾンの2社が思いっきり猛威を振るって、個々の事業者が育っていない国が結構あるのですけれども、もちろん自分たちがそういうところに対してグローバルで販売するというのはあり得るのですが、結局は安く買いたたかれてしまうのかなという気はします。

ですので、自分たちとしてはやはり適正な価格で海外に届けたい、見てもらいたいという思いがあるので、本来であれば自社でちゃんと海外に踏み出して、もしくは海外から見られるようにする形でやるべきなのではないかなと思ったりもします。

やはり日本と違って、先進国以外はまだ配信権にかけられるお金というのはすごい少ないと思いますので、そこを戦略的にどう考えるかというのが大事ではないか。安くてもブランディング優先でどんどん展開していくということかと思えます。

○田中局長 ありがとうございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

前段で野村さんは、著作権を超えて大きな危機意識を表明されて、私はそこに関心がありまして、今、田中局長からも経営戦略という言葉がありました。

座長ではなく一委員として、コメントだけしておきたいのですけれども、通信と放送の融合という言葉がありますけれども、NTT 1社の年間の利益だけでキー局を全部買収できるくらいに体力に差ができていて、5Gが始まりました。放送的な使い方もなされるでしょ

う。そこに今、話になったようにNetflixとアマゾンが本格展開をしていて、これは映像ビジネスというよりもデータビジネスとして展開している。

これに対してヨーロッパの放送局は、オールIPで行きましょう。コンテンツはクラウドベースでマルチネットワークで行きましょう。しかも、データを駆使した技術で行きましょうという方向を見せている。

そういう話は日本ではあまり聞かなくて、それは返してみると放送局がちゃんと持ちこたえてきたということだろうと思うのですけれども、ここにきてコロナがスイッチを入れたなど私は認識しておりまして、ですから著作権周りだけではなくて、業界全体としてまさに経営戦略の大きな方向性とかビジョンが今要るのではないかなという気がして、お聞きをしていました。ぜひ、FODさんにその辺り全体を牽引していただければと思う次第です。

ありがとうございました。

○野村参考人 ありがとうございます。

○中村座長 では、野村さんとのやり取りはこの辺りにさせていただきまして、次に移りたいと思います。

野村さん、どうもありがとうございます。

○野村参考人 ありがとうございます。

○中村座長 またいろいろお聞きすることあるかと思えます。よろしく願います。

では、次に、文化庁の大野さんから、資料3の説明をお願いできればと存じます。

願います。

○大野参考人 著作権課課長補佐の大野と申します。

御説明の機会をいただきましてありがとうございます。

議事次第に記載の3点について、今日は御説明をさしあげたいと思います。

まずは1点目が柔軟な権利制限規定についてでございます。導入に至る経緯・趣旨と、ガイドラインについて御説明をさせていただければと思います。委員の先生方、御案内の内容も多いかと思えますので、ポイントをかいつまんで御紹介いたします。

まず、3ページを御覧ください。

導入までの経緯・趣旨についてでございます。

「問題の所在」のところに記載しておりますけれども、IoT・ビッグデータ・人工知能などを活用した第4次産業革命が叫ばれておりますけれども、その中では著作物を含めた大量のデータを活用したイノベーション創出が期待をされているものと承知しております。

これらについて、当然、著作権法との関わりが出てまいります。従来から新たなサービスなどに対応するための著作権法の権利制限規定は随時整備をしてきたわけですけれども、従来型の権利制限規定では、利用目的、場面などが具体的に規定をされておりましたので、そこからはみ出るものについては形式的に違法になってしまうため、萎縮が生じているという指摘がございました。このため、新たな著作物の利用ニーズにも柔軟に対応できるよ

う、新しい形の権利制限規定を整備すべきではないかという問題意識の下、検討を進めてきたところでございます。

検討に当たりましては、一番下に米国のフェアユース規定について記載されていますけれども、フェアユースのように、利用目的などを限定せずに柔軟性が極めて高い規定を導入すべきかどうか、という点も含めて議論が行われてきたところでございます。

次の4ページが、その検討の経緯と審議会での検討結果でございます。

まず、経緯といたしましては、平成27年度から検討を行っておりまして、初めに広く国民の皆様から著作物利用のニーズを募集いたしまして、合計で112件のニーズの提出をいただきました。このニーズを基に、望ましい権利制限規定の在り方について集中的に議論を行っております。

平成28年度には、企業向けのアンケートや、国民の意識調査なども行いまして、柔軟な権利制限を導入した場合の効果・影響について調査分析を行っております。

これも踏まえながら審議会で検討を重ねまして、最終的には平成29年4月に報告書をまとめ、平成30年の著作権法改正に結実したという経緯でございます。

文化審議会における権利制限の在り方についての検討結果のポイントを、ごく簡単に紹介をいたします。

まず、①にありますように、企業向けの調査などによりますと、大半の企業や団体は、高い法令遵守意識、訴訟への抵抗感から、規定の柔軟性よりも明確性を重視しているということが明らかになっております。

また、②にありますように、国民に対するアンケート調査などによりますと、日本では国民の著作権に対する理解が必ずしも浸透していないため、あまりに柔軟性の高い規定を整備すると、過失などによる権利侵害が助長されるおそれがあることが明らかになっております。

この2つを総合しますと、米国のフェアユースのような一般的・包括的な権利制限規定を創設した場合には、公正な利用の促進効果というのはそれほど期待できない一方で、不公正な利用を助長する可能性はかなり高まるだろうと整理がされております。

また、③にありますように、我が国では法定損害賠償制度、弁護士費用の敗訴者負担制度もないという訴訟制度上の問題がございますので、仮に不公正な利用が蔓延した場合に、権利者側での対応が困難であるという点にも留意すべきだということでございます。

さらには、④にありますように、立法と司法の役割分担という観点から見たときに、公益に関わる事項、政治的に対立のある事項などについては、司法府ではなく立法府で丁寧に調整をすべきであるという要請もございます。

こうしたことから、検討結果といたしましては、我が国においては、米国型のフェアユース規定ではなく、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる多層的な対応を行うことが適当であると整理がされております。

具体的には、権利者に及ぶ不利益の度合いに応じまして、3つの層に権利制限規定を分

類し、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備しようという方針になってございます。

次の5ページが、この3つの層に分けた対応のイメージでございます。

下の図の縦軸が社会的意義・公益性などを示しておりまして、横軸が権利者に及ぶ不利益の程度を示しております。

図の左下から右上にかけて、水色の点線を引っ張っておりますけれども、この上の領域が権利者に及ぶ不利益よりも社会的意義などが上回るため、権利制限をすることが望ましい領域、点線の下側が、権利者の利益を不当に害するため権利制限が行えない領域ということになります。

このうち、一番左の「[第1層] 権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」につきましては、その性質上、それほど高い社会的意義などが求められず、幅広く権利制限が行える領域でございます。

真ん中の「[第2層] 権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」は、権利者に与える不利益が軽微であるため、一定の社会的意義などがあれば幅広く権利制限を行って差し支えない領域ということになります。

この第1層、第2層につきましては、柔軟な権利制限規定によって幅広い行為を可能にしようという整理でございます。

一方で、一番右側の「[第3層]」につきましては、権利者に及ぶ不利益が相当程度になることから、権利者の利益と公益との調整をきめ細かく行うために、従来型の個別権利制限規定の改善による対応が望ましいと整理がされております。

次の6ページ目が、柔軟な権利制限規定の整備のイメージでございます。

左側が改正前のイメージでございまして、改正前にも、いわゆる第1層、第2層というコンセプトが妥当する権利制限規定は複数ございましたけれども、一部の領域については空白地帯になっていたという状況がございます。

このため、平成30年の改正におきましては、既存の規定も整理、統合する形で大きく3つの権利制限規定を創設することで、より幅広い行為に対応できるようにすることとしております。

1つ目の規定は、新30条の4、いわゆる「享受を目的としない利用」でございます。

2つ目は、新47条の4、「電子計算機における著作物の利用に付随する利用等」でございます。

3つ目は、第2層の新47条の5、「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等」でございます。

特に、この3つ目の規定につきましては、左側にあるように、改正前に可能になっていたサービスがごく限られていたことから、今回の改正によって幅広いサービスが新たに生み出される余地があるものと理解しております。

次に7ページでございます。

柔軟な規定を整備することで予測可能性が下がるということに対応して、ガイドライン

の策定が必要でないかという議論が、法案作成段階からございました。

ただ、権利者側からは不適切な利用を抑止するためにガイドラインの策定を求める要望があった一方で、利用者側からは必ずしもそういった要望がなかったということがございます。

これは、真ん中辺りに記載のメリット・デメリットを反映しているものと考えております。メリットに記載のように、規定の解釈指針、ブラックリストをつくれれば逸脱的な利用はされづらくなる、また、ホワイトリストをつくれれば利用の萎縮が生じにくくなる一方で、デメリットに記載のように、あまり細かくガイドラインに書き込みますと、せっかく柔軟性のある規定を設けたのに硬直的な運用になってしまうという問題がございます。

このため、ガイドラインをどのような形で作成すべきかどうかという点については、国会の議論におきましても様々御指摘があり、慎重に取扱いを議論すべきと整理がされたところでございます。

これに基づきまして、法律の制定後、文化庁において検討を重ねまして、最終的には8ページに記載の形で、文化庁としての基本的な考え方をお示しするという方法を採用いたしました。これは、先ほどのデメリットとの関係で、関係者間でぎりぎり議論をして細かいところまで白黒つけるのは望ましくないと考えられることから、法律を所管する文化庁において基本的な考え方を大枠として示すことにした、ということでございます。

内容としても、ブラックリスト、できないことをあまり細かく示すということはせずに、可能な限り、ホワイトリスト、できることを多く示すというコンセプトで作成しております。

また、〈趣旨〉の2つ目のポツに記載のように、この資料については、定期的に内容を更新していくとしておりまして、ガイドライン自体にも柔軟性を持たせて運用していくという趣旨も明らかにしております。

この資料の構成としては、第1部：一問一答、第2部：条文解説という2部構成にしておりまして、一問一答の中では、既定の趣旨・内容、文言の解釈を分かりやすく記載するとともに、具体的なサービス行為を可能な限り多く例示をしまして、それらが権利制限の対象となるかどうかを整理しているところでございます。

具体的なサービスの例が次の9ページでございます。

30条の4、47条の4、47条の5という新しく創設した3つの規定ごとに、どういうサービス・行為が可能になるかということ幅広く掲載しております。

特に、47条の5につきましては、法案の立案段階で想定されていなかったサービスも含めまして、事業者の方からの相談があったものなどを幅広く例示するという対応を行っております。

47条の5は検索サービス・解析サービスを対象にした規定と呼ばれることも多いですが、ここに挙げたサービスを御覧頂くと、その言葉のイメージするところよりも、かなり幅広い形で使っていただける規定だと理解頂けるのではないかと考えております。



文化庁としては、事業者の方々に、こうした事例を御参照いただきまして、このサービスが可能なのであればさらにこういうサービスも可能ではないか、という形で、様々な創意工夫をして、適切な規定の運用を行っていただきたいと思っております。

10ページ以降は参考でございますけれども、Q&Aの中から特徴的なものを幾つか例示しておりますので、御参照いただきたいと思います。

プログラムのリバース・エンジニアリングについては、従来できないとされてきたことがこの柔軟な権利制限規定によって実現可能であることを示すとともに、具体的にどういった行為が行えるのかということ、かなり細かく記載をさせていただいております。

また12ページにおきましては、47条の5の規定によるサービスの例を示しております。いわゆる「拡張現実サービス」と業界では呼ばれているようではございますけれども、眼鏡型のデバイスや自動車のフロントガラスに関連する情報を自動的に表示するようなサービスにつきましても、47条の5の規定を活用することで実現可能だということを示しております。

柔軟な規定については以上でございます、次に裁定制度について御説明をいたします。まず、14ページでございます。

裁定制度については、皆様、御案内のとおりかと思っておりますけれども、権利者不明等で相当な努力を払っても連絡できないという場合に、文化庁長官の裁定を受けて補償金額を供託すれば、適法に著作物を利用できるという制度でございます。

下半分に制度のポイントを記載しておりますけれども、利用目的、対象著作物などが基本的に限定されていないため、かなり幅広い場面で活用可能な制度となっております。

権利者検索のための相当な努力として、「①権利者情報を掲載している資料の閲覧」「②権利者情報を保有している者への紹介」「③公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ」の3つを行うことで、制度が活用できるということでございます。

右上のところに制度の利用実績をグラフにしております。この制度は、創設からかなり長い期間、利用がほとんど進んでこなかったわけではございますけれども、平成21年以降、継続的に制度改善を進めてきた結果、かなり利用が伸びてきております。ここ10年で約4倍に申請件数が伸びておまして、直近の令和元年度の実績で言いますと、裁定件数で見ても71件、利用された著作物等の数で言うと5万660件となっております、かなり利用が進んできているという状況でございます。

次の15ページが制度改善の経緯でございます。

平成21年度におきましては、従来曖昧であった相当な努力の要件を法令上明確化しまして、何をすれば裁定申請ができるのかという予測可能性を確保しました。

また、「申請中利用制度」というものを創設しまして、事前に担保金を供託すれば、文化庁が裁定をする前の段階、利用者が申請をした段階から著作物が利用できるという仕組みも設けることなどしております。

さらに、平成26年度には、法令上明確化した相当な努力の要件を緩和するということも

行っておりますし、平成28年度には過去に一旦裁定を受けた著作物のデータベースを整備しまして、一度裁定を受けた著作物については、そのデータベースを閲覧して、権利者情報の提供の呼びかけだけをすれば、すぐに制度を使えることとしております。

また、平成29年度には手数料の引下げを行っておりますし、直近の平成30年度におきましては、補償金の事前供託につきまして、権利者が現れたときに確実に支払いを期待できる主体については事前供託を不要とするような法改正も行っております。

また、次の16ページ、これは検討中のものがございますけれども、放送番組の同時配信等を進める上で裁定制度の見直しも課題になっておりまして、ここに掲げたような、相当な努力の要件緩和、申請手続の電子化、事務処理の迅速化、それから補償金の事前供託免除のさらなる拡大といった点についても検討を進めているところでございます。

これに限らず、裁定制度は今後より重要性が高まっていく制度かと思っておりますので、ニーズを踏まえながら不断の改善に努めていきたいと思っております。

17ページは、制度改正というよりは、運用面の取組としての実証事業について紹介をしております。

裁定制度は、当然ながら、利用する者が権利者検索をして文化庁に申請するというのが基本ですけれども、この実証事業におきましては、権利者団体などで構成する実行委員会という組織が、利用者の代わりに権利者検索や文化庁への申請などを行うことで、利用者の負担を大幅に軽減する取組を行っております。

平成28年度から4か年、実証事業を行い有効性が確認されたことから、今年度からは権利者団体で構成する実証事業実行委員会という組織におきまして、独自に同様の取組が行われております。まさに現在、利用者からの申請の募集が行われているところでございます。

また、関連して18ページでございますけれども、予算事業におきましても利用円滑化の取組を行っております。裁定を申請する際には、補償金額の算定根拠とその試算を利用者側が示す必要がありますところ、特に、この補償金額の算定根拠を示すことが困難という指摘がなされておりますので、過去の利用実績などを基に、自動で補償金額の試算ができるシミュレーションシステムを構築しようと考えております。

今年度はそのための基礎的な調査研究などを行いまして、来年度からは実際にシミュレーションシステムを構築し、運用を開始したいと思っております。

裁定制度については以上でございます。

最後に、3点目の権利情報集約化について御説明をいたします。

20ページを御覧ください。

昨今、1億総クリエイター・1億総ユーザー時代と言われておりますけれども、非常に多様な著作物が多様な形で流通するようになっており、従来以上に権利情報を集約化して著作物の適法利用を促進していく重要性が高まっているものと認識しております。

このため、特に利用のニーズが高く、また、比較的権利情報が集約されている音楽分野

について、文化庁として新たなデータベースを構築すべく、平成29年度から3か年で実証事業を実施してまいりました。

次のページを御覧いただければと思います。

このデータベースのイメージでございます。左上の黄緑のところ「既に集約された権利情報」と記載されておりますけれども、日本レコード協会、芸団協、JASRAC、NexToneという主要な権利者団体によりMINCという協議会が設立され、この主要な権利者団体が保有している情報については既にデータベースに統合がなされておりました。

一方で、真ん中辺りに「未集約の権利情報」と記載しておりますけれども、いわゆるインディーズのレコードですとか、ネットクリエイター、個人クリエイターがつくるもの、もしくはCDではない配信音源などの情報については、このMINCのデータベースには集約されていなかったため、こういった権利情報も集約し、一元的なデータベースをつくり、一括検索を可能にしようというコンセプトでございます。

先ほどの20ページに戻っていただければと思いますが、右側に平成29年度からの経緯を示しております。毎年少しずつ情報の集約を進めまして、令和元年度の時点におきましては、個人クリエイターの一部楽曲を含めまして、合計で917万曲をデータベース化して検索できるようにしてございます。

これを基に、令和2年度からは民間でこのデータベース、検索サイトを自走できるよう、現在、関係者間で最終的な調整が進められているところと承知をしております。

最後に、22ページでございます。

このデータベースに関連しまして、昨今、とりわけ個人クリエイターの創作するUGCが増えており、個人クリエイターなどの権利情報を集約することが課題になっております。

これを受け、データベースに、個人クリエイターなどが独自に権利情報をどんどん登録しやすいような仕組みをつくっていくため、今年度と来年度の2か年で事業を行っていく予定でございます。

今年度、基礎的な調査研究などを進めているところでございまして、来年度には具体的なシステムの設計などを行っていきたいと考えております。

以上が権利情報の集約化についてでございます。

本日の説明事項は以上でございます。今日御説明させていただいた事項はかなり限られたものになりますけれども、文化庁としては、社会実態が変化する中で著作物の円滑な流通を図るために、制度改正、ソフトロー、運用、予算、技術、様々な手法を活用しながら最適な政策を模索しているところでございます。

今後、権利者保護を適切に図りつつも、より利用円滑化を進めるべき場面というものも増えてくるかと思っておりますので、委員の先生方におかれましては、ぜひ、望ましい政策の在り方について御知見をお借りできればと思っております。

私からはひとまず以上でございます。

○中村座長 どうもありがとうございます。

では、質疑といたしましょう。

どなたからでも御発言いただければと思います。よろしくお願ひします。

○林委員 それでは、林ですがよろしいでしょうか。

非常に分かりやすい御説明をいただきましてありがとうございます。

音楽権利情報検索ナビに関連しての質問をさせていただきます。

先ほど、今後、令和2年から民間へというようなお言葉があったかと思うのですが、どのようなスキームになっていくのか、このナビの管理者はどこを入れていくのかというところを教えていただければと思います。

それから、音楽以外についてもこうした権利情報検索ナビのようなものを文化庁が一体となって構築していく御予定があるのかどうかというところを教えていただければと思います。

○大野参考人 ありがとうございます。

2点御質問をいただきました。

1点目は権利情報検索ナビの運営のスキームについてでございます。

資料の21ページを御覧頂ければと思いますけれども、この右上のところに「MINC加盟団体・事業者」、「MINC以外の団体」を記載しております。これがデータベースに係る団体ということになりまして、実証事業でもこれらの団体に関与していただいておりますけれども、自走するに当たりまして、これらの団体が共同で新しい運営主体となる団体を設立していただきまして、そこが主体となってデータベースの運用・改善などを行っていく予定と聞いております。

現在、その団体の設立、運用開始に向け、最終的な調整が進められているところと承知しております。

2点目は、音楽以外の分野への応用についてでございます。

ひとまずは、国として新たなデータベースを構築するという観点から、利用ニーズが特に高く、比較的これまで情報集約が進んでいる音楽分野を対象にしておりますけれども、ここでの運用実績も参考にしながら、可能であれば他の分野へもこういった取り組みが広がっていくことで、幅広い利用について対応できるようになることが望ましいものと考えております。

○林委員 ありがとうございます。

よく分かりました。

○中村座長 ほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

私どもの議論していることの本丸でもありますので、委員の皆さんもよく御存じのことだったと思いますけれども、よく整理をしていただきました。

説明の最後のところで、制度だけではなくてソフトローや技術の導入、あるいは実証実験といったこともおまとめいただきまして、文化庁の政策展開も随分幅が出たといえます

か、ダイナミックになってきたなど感じますし、非常にいい方法なのですけれども、同時にそれは大変なこと、皆さん大変だろうという思いも抱きました。

引き続き、このタスクフォースでの議論とシンクロしていただけるようお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○大野参考人 ありがとうございます。

○中村座長 では、議題としては次が最後です。

事務局から、資料4と資料5について説明をお願いしますでしょうか。

○田淵参事官 それでは、資料4について御説明させていただきます。

論点案といたしまして、これまでのタスクフォース会合等において委員等から指摘のあった事項を幅広くまとめたものでございますけれども、これは前回の会合でお示した資料の体裁や表現を整えるとともに、前回御発表のありましたライブエンターテイメントのインターネット配信関係に係る論点、課題を新たに付け加えたものとなっております。

<全体>という部分につきましてはですけれども、そのうち上から5つ目のポツの、多数のコンテンツの利用の円滑化という観点。その次のポツにありますノン・メンバー問題。さらに、その次のポツに掲げております新たな利用方法に関する柔軟な解決。

2ページ目の一番上でございますけれども、円滑な権利処理と権利者の意思の反映の両立という観点。さらに、その次のポツの権利者情報の集約。次のポツの権利者不明著作物・実演等の利用の円滑化。

それぞれにつきまして、拡大集中許諾とか補償金付権利制限規定、あるいは混合型が選択肢になり得るかという論点が共通いたしておりますので、それを別途資料5の表形式でまとめております。

横軸の、「拡大集中許諾」は、日本においては導入されておられません。「補償金付権利制限規定」は、日本において一定の利用について導入済みのものがございます。それから最後、3つ目の「混合型」というのが、メンバーについては集中管理、ノン・メンバーについては補償金付権利制限というもので、日本において現時点で未導入でございますけれども、この3つのそれぞれの手法について、縦軸のそれぞれの事項について比較した表形式の資料を作成しております。

一番上の「多数のコンテンツの利用」につきましては、定型的な処理や一元的な窓口による円滑化が拡大集中許諾については見込める一方、集中管理団体が当該分野における相当数の権利者を代表していることが必要と考えられるという点を加えております。補償金付権利制限につきましては、補償金を受ける権利を指定管理団体が行使する場合は、定型的処理や一元的な窓口による円滑化が可能としております。3つ目の混合型につきましても、定型的処理や一元的な窓口による円滑化が可能という点。それから2つ目ですけれども、メンバーの権利について集中管理を行う団体が補償金の分配を行うことを想定しているという点を加えております。

次に、「ノン・メンバー問題の対応」につきましては、いずれの手法もこの問題に対応するものと整理しております。ただし、拡大集中許諾につきましては、集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠が必要と記載しております。

それから3つ目の「権利者不明著作物等への対応」につきましても、いずれの手法も対応し得るものと定義しております。括弧書きですけれども、集中管理団体による権利者の搜索や徴収した対価の適切な管理が確保されることが必要という留保事項を記載しております。

4つ目の「対価決定における市場原理の有無」ですけれども、拡大集中許諾につきましては、集中管理団体と利用者間の交渉により決定と記載しております。補償金付権利制限につきましては、制度設計次第、補償金額は文化庁長官による認可制の場合ありとしております。3つ目の混合型につきましては、メンバーについては集中管理団体と利用者間の交渉により決定。補償金付権利制限部分については、集中管理団体と利用者間の交渉により決定された対価水準が反映されることが想定されるとしております。

次に、「個別的な利用条件や対価決定」についてですが、拡大集中許諾につきましては、集中管理は定型的処理が一般的。ただし、集中管理団体が非一任型の管理、委託者による使用料の指定等を行う例はございます。真ん中の補償金付権利制限につきましては、団体による管理の場合は定型的処理と記載しております。混合型につきましては、集中管理について定型的処理が一般的。集中管理団体が非一任型の管理を行う例がある。補償金付権利制限部分については、定型的処理が想定される。それぞれ、集中管理と補償金付権利制限規定の特徴が表れているという整理を行っております。

「幅広い活用可能性」についてですけれども、拡大集中許諾につきましては、導入済みの国においては著作権法において利用分野が定められている例が多いですが、分野を限定しない一般的な拡大集中許諾制度の導入例も見られるところではあります。補償金付権利制限規定については、権利を制限するに当たって正当化根拠が必要であり、著作権法において利用分野を限定しているのが一般的となっております。また、国際条約においては、スリー・ステップ・テストがあるということも付記しております。混合型については、それぞれの特徴が見られるところと整理しております。

「権利者の意思の尊重」につきましては、いずれの手法につきましても、制度設計次第でオプトアウトが可能であることを記載しております。

「権利情報の集約効果」につきましても、いずれの手法についてもありと整理しております。

最後、一番下の「取引費用及び時間の削減効果」についてですが、いずれの手法についても取引費用の削減効果ありで、取引時間の削減効果もあると整理しておりますが、これらは一律に均等なものではないという注書きも加えております。また、取引費用の削減効果については、フィンガープリント等の技術の活用による取引費用の軽減も考えられると

ころを付記しております。

以上が、資料4の論点案の1の〈全体〉に係る中でも、異なる手法を比較する部分だけを抜き出して表形式にしたものの説明を行いましたけれども、〈全体〉という分類の次に、〈UGC、n次創作関係〉の分類がございまして、その次に前回御発表いただきました〈ライブエンタテインメントのインターネット配信関係〉につきまして、前回の御発表等を受けまして新たに2点追記しております。

1つ目が、インターネット配信に関する国内外における権利処理を円滑に行う方策（文化審議会において検討中の放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化についての方策を除く）としておりますけれども、この方策を除くインターネット配信に係る権利処理を円滑に行う方策は何か。集中管理されていないノン・メンバーの楽曲や原盤、レコード実演のほか権利者不明のものについては、どのような方策が考えられるかとしておりまして、これは先ほど〈全体〉というところに掲げさせていただきました論点とも重なるところがあると考えられます。

それから2つ目の論点ですけれども、放送番組の公衆伝達です。例えば飲食店のテレビで放送番組を流す等、こういった公衆伝達が無許諾無償で許容されている場合に、インターネット配信映像についても同様に流したいという需要について、権利者の利益保護とバランスの観点を踏まえつつ、どのような対応が考えられるかという論点を掲げております。

こちらの論点につきましても、〈全体〉で整理しました4つ目のポツで、デジタル・トランスフォーメーションの側面から著作権制度の在り方をどのように見直すべきかという観点を挙げておりますけれども、こちらの論点と重なる部分があると考えられるかと思えます。

なお、この論点案の〈全体〉というところの一番最後に、著作物等の利用に当たって可能な限り適切な対価が著作者等に還元されることをどのように促すことができるか。著作権法による規律のほか、例えば下請法等による規律は有効かと。これは前回と同じ論点ですけれども、参考資料を皆様の御議論の材料として用意しておりますので、こちらについても簡単に御紹介させていただければと思います。

コンテンツ製作に係る取引適正化に関する様々な取組が政府内であるわけですが、中でも著作物等の利用に当たっての適切な対価還元というところに関係の深いところを挙げております。

まず1つ目ですけれども、総務省で作成された「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第7版）（令和2年9月改訂）」というものがございます。

こちらは、放送事業者（親事業者）、それから放送番組制作会社（下請事業者）間の製作取引等について規律しているものでございます。親事業者は書面の交付義務や買ったときの禁止等について、下請法の要件を満たせば同法の規制対象になるとともに、下請法の対象とならない取引があっても、独占禁止法の優越的地位の濫用の問題となるおそれがある旨、記載されております。

3つ目ですけれども、第6版から第7版への改訂時に、著作権の帰属等について契約形態別に類型化した整理表を作成し、発注段階においてどの契約形態の取引に該当するか外形的に明確化する必要があることなどが記載されております。

2つ目ですけれども、経済産業省で「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（令和元年8月改訂）」を策定されておられます。

これは、サプライチェーン全体の見地から、アニメーション制作業界の適正な取引を推進するために策定されているものでして、著作権については見積り・発注段階における権利譲渡や利用許諾に関する確認、受領段階における著作権移転についての確認。支払い段階における著作権の対価の支払いについて、配慮の必要性が記載されてあります。

最後ですけれども、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（案）」を策定されておられます。

独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用環境を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するためつくられたガイドライン案でございます。現在、意見募集がなされているところです。発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方や、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いが問題となる場合の考え方等について記載がされております。

一番最後のページは、参考といたしまして「EUデジタル単一市場における著作権指令」の18条から22条の概要を掲載しております。

著作者及び実演家の公正な報酬の確保ということで、18条については著作者及び実演家はその著作物の利用を許諾し、または利用の権利を譲渡した場合に適切かつ相応な報酬を確実に受け取ることができるようにすることが定められておりますし、19条では利用の方法、全収益、支払われる報酬等について、年に1回以上、定期的に報告を受けられるようにすることが定められております。

20条では、著作物等の利用の収益と比較して、著作者及び実演家に支払われる報酬が不当に低い場合には、著作者及び実演家には利用を許諾した者に対し、より適切な報酬の支払いを求める権利が付与されると定められております。

また、裁判外紛争解決手続を利用できるようにすることですとか、最後22条ですけれども、著作物等が十分に利用されていない場合、著作者または実演家が利用許諾、または権利の譲渡を撤回することができるようにすることが定められております。

以上、資料4、資料5、それから参考資料1の説明とさせていただきます。

○中村座長 どうもありがとうございます。

いろいろな論点が出ておりました。私たちのアウトプットとしても、それぞれの論点に対してコメントあるいは方向性が出るといいかなと思いますし、とりわけ資料5にありました3つの分類について、できるだけ掘り下げて何らかの方向性が見えるといいかなと思っております。この資料5についても委員のみなさんからコメントをいただいたりも



しています。

残り時間で全部を消化することは無理だと思いますし、次回あるいは次々回にこれを一段掘り下げていくというのが我々のアウトプットに向けてすべきこと、ツー・ドゥーだと思うのですけれども、委員の皆さんからこの辺りについての認識、あるいはお出しただいている個々の解説などをこの時間の範囲でできればと思いますがいかがでしょうか。

どなたからでも結構です。

柳川さん、よろしく申し上げます。

○柳川委員 ありがとうございます。

資料4と資料5に関しましては細かい論点等たくさん、いろいろあるので、細かい論点に関してはまた次回、次々回等にお話しさせていただければと思うのですけれども、今日のいろいろなヒアリングを通じて感じたことなのでも、やはり迅速な処理というキーワードが見てみた限りではないようなので、やはり適正な処理も大事なのですけれども、適正な処理を迅速にやる仕組みをつくるという側面をぜひ加えていただければと思います。

ありましたように、デジタル・トランスフォーメーションという世界の動きの中では、いかに速く処理をして、速く適切な対価を払うなり、速く有効なアウトプットをだしていきなりということが、とても重要になります。どれだけいい処理ができて、それが2年も3年もかかったのでは、本質的なトランスフォーメーションの意味がないということになりかねません。

ですので、どういう形であれば、迅速な処理が可能になるのか。もちろん拙速にやっちはいけないわけなので、そこはより適正な形をいかに迅速にやるのかというのが、みなさんも当然お考えのところ、今日の御質問等そういう話が出てきましたので、やはり全体をまとめるときには、迅速性をどうやって確保するかというところを柱の一つに据えていただければと考えております。

取りあえずは以上でございます。

○中村座長 とても大きなポイントとしてお聞きしました。

ほかにどうでしょうか。事務局がお出しいただいたコメントへのコメントでも構いません。

事務局に質問なのですが、今の資料4、資料5の議論を次回行うという運びでしょうか。

○田淵参事官 はい。そのように予定しております。

○中村座長 そうなのですね。

次回に向けてここで皆さんから頭出ししておいたほうがいいのか、基本的な認識、こんな議論をしたいということがあれば、今のうちにお出しただいておけばよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○前田委員 前田です。

資料4では、拡大集中許諾制度と、いわゆる混合型と、補償金付権利制限との3つを並

列して比較していただいているという表になっているかと思います。

私自身の個人的な考えとしましては、混合型は拡大集中許諾にかなり近い結果を実現できるものだと思います。

私としては、拡大集中許諾につきましては、管理委託を受けていない集中管理団体がなぜ許諾を出せるのかという説明が非常に困難であると思いますので、効果として変わらないのであれば、拡大集中許諾ではなくて混合型を中心として議論していくのがいいのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。

どうぞ。

○田村委員 田村です。

次回というお話だったのですけれども、前田先生からそう強く言われますと、少し申し上げておいたほうがいいかなと思いました。混合型と拡大集中許諾は、混合型がどのような制度設計をするかによって、非常によく似たものになるのか、それともかなり遠くのものになるのか、全く違ってくると思います。

とりわけ、非常に大事な点が柳川先生も御指摘なされたことですが、もし混合型でかなり細部まで立法で決めるという現在の補償金請求権と同様のものを混合型でも考えるということであれば、やはり迅速性という点では大きな課題を抱えるように思っております。

ですので、前田先生のお考えのように必ず混合型のほうがいいのだとか、効果が同じになるというのは、混合型の仕組み次第ではないかということを示し申し上げておいたほうがいいと思いましたので、申し上げさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。

お願いします。

○内山委員 自分でも答えが見えていないままで言うのは恐縮なのですが、資料5の表があって、今、拡大集中、補償金付権利制限とミクスチャーしたものと3つのオプションがあるわけですね。

この3つのオプションを誰がどう見ても、強支配のオプションは存在していないわけですね。つまり、一長一短の構図になっていて、ではその一長一短がどういう場合で出てくるかというのが、実は所与の条件で変わってくる。例えばノン・メンバーが多いジャンルとか少ないジャンルとかも一つの所与の条件だと思いますし、それから権利者と集中団体なり利用者の間でどういう報酬の支払い方とか、あるいは額を決めていたとか、そういう商慣習の問題もあるでしょうし、その所与の条件によってどれが支配的オプションになるかというのは多分変わると思うのです。

恐らく次回までに頭の中で整理しなくてはいけないのは、その所与の条件になることと、

制度設計上コントローラブルな変数は何だろうというところに切り分けしておきたいと思うのです。

具体例を出していかどうか分からないですけれども、例えば音楽みたいに比較的ノン・メンバーが少ないジャンル、写真のようにノン・メンバーがやたらと多いジャンルというふうなところで、そこはもうコントロールが利かないので、その所与の条件を与えた上で考えなければいけないでしょうけれども、でも今、何人かの方がおっしゃったように、制度設計する上においてこういうオプションつけていきたいと思いますということであれば、それはコントローラブルになってくるので、何が所与の条件で、何がコントローラブルな変数なのかというところの切り分けをしておきたいなという思いでして、できれば事務局にも御協力いただきたいなという思いでございます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

もう1軸できるという感じですよ。

どうでしょう。

どうぞ。

○林委員 どういうふうに意見を申し上げたらいいのか分からなかったところ、前田先生が口火を切ってくださったので、私は未整理なのですが、コメントを申し上げたいと思います。

私も混合型がよいと考えますが、前田先生とは違うバリエーションの混合型でして、端的に言うと補償金付権利制限の規定で処理するのは、利用の分野が公共性が高い教育とか図書館という場面であり、そういう場面には適性があるかなと思っています。その場合には補償金付権利制限規定については利用行為も定型的に限定する形で、従前のものをより使いやすくするような形に入れる。他方、公共性が低い場面では、オプトアウト付の個別ECLで対応してはどうかという意味での混合型が、今回、アウトプットとして迅速に何か提案するという観点からは一つ考えられるのかと思いました。

ECLのノン・メンバーに対する正当化根拠が問題になりますが、ECLの制度設計を、あくまでもオプトアウト前提であることとし、個別ECLの対象、個別の対象を非常にニーズの高いものに限定すること。それから、集中管理団体については、例えば国の認証のような形の要件を設ける、という制度設計にした場合には、ノン・メンバーについても黙示の許諾が認められる、正当化根拠が認められる場合もあるのではないかと考えます。

現時点での私の考えですが、ひとえに個別ECLの適用対象となる著作物などの種類の限定をどこに設けるかによって、黙示の許諾があると言えそうな分野かどうかが変わってくると思っています。例えば、既に過去に放送された番組だとか音楽について、まず個別ECLを導入してみるとか、それでも抵抗があるのであれば、その利用分野における利用形式を最初は海外配信促進のためのデジタルアーカイブを構築するだとか、そういうふうに公的にインフラとして構築するニーズの高いものについて個別ECLを導入してみる、といったよ

うな混合型はどうかと現時点では考えております。

また、議論させていただければと思います。以上です。

○田村委員 田村ですが、今の点でよろしいでしょうか。

林先生の御意見にかなり近いものを、私も持っておりました。ただ、言葉遣いの問題ですが、林先生のおっしゃっているようなものを混合型と言ってしまうと何だか分からないといえますか、それは前田先生や事務局がお考えになっている混合型とは全く異なるものであると思います。

むしろ、それは、拡大集中処理許諾というところで事務局が提示されているものだと思いますので、単に言葉遣いの問題として、そういうものは混合型と言わないほうがよろしいのではないかと思います。

その上で、言葉遣い以外のところはかなり賛成でして、私が提出した意見にも書きましたけれども、公益型のところは基本的には現在の補償金請求権で行くべきですし、そこに前田先生がおっしゃっているような、あるいは事務局がご提案されているような混合型を入れるという手も十二分にあると思います。

他方、公益型ではなくて、私は取引費用削減型と申し上げたのですが、そういった取引費用を節約するタイプのところについては、むしろ拡大集中処理許諾のほうが迅速に市場価格に近い形で処理できるのではないかなと思っています。

それに対し、あまり公益目的に使いにくいものには、歴史的に拡大集中処理許諾が使われています。しかし、今、検討しているのは、割と市場価格に近い形の決定ですので、あまり公益型のほうにはなじまないような気がいたしました。

最後に、対価を本当に全員に払わなければいけないのかという上野先生の議論されているようなところが実は一番大事なような気がいたします。それは短期的にそもそも今の裁定許諾についても言えることではないかなと思って、少し厚く文書のほうでは書かせていただいております。

いろいろと申し上げましたが、一番大事なのは言葉の問題で、混乱するといけないので、混合型といったときには、事務局が定義しているような1つの制度の中に集中処理許諾とECLが交じっているものだけを指すようにしたほうがよろしいかと思いました。

○林委員 全く異議ございません。

ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございました。

本格的な議論に入りそうなので、今日はこの辺にしておいたほうがいいかなと思います。どうもありがとうございます。

3つのオプションについて、これをどこかに落とし込むという自信は私にもありませんけれども、最終的に多数決というわけにもいきませんし、整理していきたいなど。議論の迅速化というのも必要なのだろうと思います。

このそれぞれの選択肢について、法的な適格性もあれば、制度の導入の容易性というの

もあれば、実際の運用の可能性ですとか迅速性といった幾つかの整理の軸があると思えますし、さらに内山さんおっしゃったようにジャンルという軸も加えて考えるべきかもしれません。

委員の皆さんからも意見もコメントもいただいているところではございますので、それらも皆さんと共有をしつつ、踏まえつつ、次回以降、各議論を消化できればと思うところでございます。

というところで、いただいた時間がほぼ参りました。どうもありがとうございました。

それでは、この後ぜひできればと思えますけれども、今日の議論について最後に田中局長からコメントはございますでしょうか。

○田中局長 ありがとうございます。

事前に先生方には、特に今日の資料5に関連いたしまして、いろいろなアイデアを短時間で誠に申し訳ないのですけれども、事務局にお寄せいただきましてありがとうございます。

いろいろ御提案をいただきまして、私どもが思いつかなかったような新しいアプローチでありますとか、着眼点とか、整理の切り口、それから正当化の論拠もいただいております。

読ませていただいた感じで申し上げますと、比較的意見の一致しているところと、見方が分かれているところと両方あると思っております、これをまた事務局のほうで整理をして、どこの論点を詰めていけばさらに詰まっていくのかというところを抽出したいと思えます。

それは、さっきも内山先生がおっしゃいましたけれども、それぞれのオプションの前提条件についての見方が異なるがゆえに違う御意見があるところと、それから根本的にどこに価値を置くかというところで、御意見が分かれるところ、両方の性質のものが入っていると思えますので、その辺も整理をさせていただきながら、さらに煮詰められる材料を整理したいと思えますので、次回はまた御議論いただければと思います。

それから、資料4につきましても、これは論点なのですが、それではいかなる創作があるのかということにつきましても、そろそろ具体のアイデアというものを御議論いただければと思っております、それについての仮説を御用意して御議論ができるようにしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

事務局、大変ですけれども、整理のほどよろしく願いいたします。

また、委員の皆さんも追加コメント等あれば、事務局にお寄せいただければと思います。

最後、伝達事項は事務局からありますでしょうか。

○田渕参事官 次回のタスクフォースの開催予定につきましては、改めて御案内させていただきます。

○中村座長 ありがとうございました。

では、閉会といたします。ありがとうございました。